

感染症法改正に伴う商品改定について【傷害保険】(2021年3月改定)

2021年2月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法といいます)」の改正(※)に伴い、以下の商品改定を実施します。

(※) 感染症法における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の分類が「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました。

①改定内容

「感染症」を補償対象としている商品について、感染症法の改正後も、引き続き新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を補償対象とします。(詳細は後記(1)および(2))

②対象契約

下記(1)および(2)の「対象特約等」がセットされている2021年2月13日時点の有効契約および同日以降の保険始期契約

(注) 下記「対象特約等」がセットされていない契約は、疾病を補償する商品・特約を除き、今までどおり新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は補償されません。

③商品改定に伴う追加保険料

追加保険料のお支払いは不要です。

(1) 海外旅行保険等

海外旅行保険等の疾病補償について、「旅行期間終了後30日以内に治療開始した場合(死亡保険金については死亡された場合)(※1)」を補償対象とする感染症は以下のとおりとします。

改定前	改定後
(1)感染症法第6条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④四類感染症 ⑤指定感染症(※2) (新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※3) を含む) (2)顎口虫 <small>がっこうちゅう</small>	(1)感染症法第6条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④四類感染症 ⑤ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※3) ⑥指定感染症(※2) (2)顎口虫 <small>がっこうちゅう</small>

(※1) 商品により保険金をお支払いする要件は異なります。

① 学校旅行総合保険の海外疾病治療費用補償条項においては、「旅行期間終了後14日以内に治療開始した場合」となります。

② 海外旅行傷害保険クレジットカード用海外旅行傷害保険特約の疾病治療費用補償条項は、ご契約条件により、治療開始までの時間が異なることがあります。

(※2) 一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り(2021年3月時点で該当する感染症はありません)。

(※3) 感染症法第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り)であるものに限り(2021年3月時点で該当する感染症はありません)。

■対象商品と改定内容

各商品の改定内容詳細については、「約款の変更点／新設特約」欄の商品名をクリックしてください。

商品	対象特約等	約款の変更点／新設特約
海外旅行保険 e とらべる海外旅行保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病死亡保険金支払特約(※4) ・ 治療・救済費用補償特約(※4) ・ 疾病治療費用補償特約(※4) 	海外旅行保険 e とらべる海外旅行保険
学校旅行総合保険	普通保険約款(※5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外疾病死亡危険補償条項 ・ 海外疾病治療費用補償条項 ・ 弔意費用補償条項 	学校旅行総合保険
海外旅行傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病死亡保険金支払特約(※4) ・ 疾病治療費用補償特約(※4) ・ 外国人研修生特約(※4) ・ クレジットカード用海外旅行傷害保険特約(※4) 	海外旅行傷害保険

(※4) 2021年2月13日に遡及して「特定感染症追加補償特約」を自動セットします。

(※5) 2021年2月13日に遡及して普通保険約款を改定します。

(2) 団体総合生活補償保険等

特定感染症を補償する特約について、補償対象とする特定感染症は以下のとおりとします。

改定前	改定後
感染症法第6条に規定する次のいずれかの感染症 <ul style="list-style-type: none"> ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(※1) (新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※2)を含む)	感染症法第6条に規定する次のいずれかの感染症 <ul style="list-style-type: none"> ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※2) ⑤指定感染症(※1)

(※1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります(2021年3月時点で該当する感染症はありません)。

(※2) 感染症法第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。)であるものに限りします。

■対象商品と改定内容

各商品の改定内容詳細については、「約款の変更点／新設特約」欄の商品名をクリックしてください。

商品	対象特約(※4)	約款の変更点／新設特約
団体総合生活補償保険 学生・子ども総合保険 タフ・ケガの保険 (パーソナル総合傷害保険) 普通傷害保険(※3) 家族傷害保険(※3) スタンダード傷害保険(※3)	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等 ※特約名称の冒頭に「特定感染症」がついている特約をいいます。	団体総合生活補償保険 学生・子ども総合保険 タフ・ケガの保険 普通傷害保険 家族傷害保険 スタンダード傷害保険

(※3) すでに新規の販売を中止しています。

(※4) 2021年2月13日に遡及して対象特約を改定します。

新型コロナウイルス感染症を補償する主な商品等は、当社公式ホームページの「新型コロナウイルス感染症に対する主な商品の取扱いについて」でご確認ください。

以上

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。			解説
<p>疾病死亡保険金支払特約 ＜中略＞</p> <p>第2条 [保険金を支払う場合] (1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券に記載された疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。</p> <p>① 責任期間中に死亡した場合 ② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。 ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りです。 ③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ＜中略＞</p>	<p>感染症範囲変更（感染症法準拠）特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件] この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p>	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件] この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p>	<p>特定感染症追加補償特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件] この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p>	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年5月に新設した感染症範囲変更（感染症法準拠）特約および指定感染症追加補償特約とは別に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を感染症の範囲に追加する特定感染症追加補償特約が新たに自動セットされます。 上記に伴い、別表1記載の感染症は、以下のとおりとなります。 <p>【感染症の範囲】</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める以下の感染症</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 ⑤ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ⑥ 指定感染症 <p>(2) 顎口虫<small>がっこうちゅう</small></p> <p>＜自動セットの条件＞</p> <p>対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に以下の特約が自動セットされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症範囲変更（感染症法準拠）特約 指定感染症追加補償特約 特定感染症追加補償特約

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。			解説
<p>別表1 第2条 [保険金を支払う場合] (1) ③の感染症</p> <p>コレラ、ペスト、天然痘、^{しん}発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、^{がっこうちゅう}顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p> <p><以下略></p>	<p>第2条 [疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約の読み替え]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(注)</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 (2) ^{がっこうちゅう}顎口虫</p> <p>(注) 疾病死亡保険金においては被保険者が死亡した時点、治療・救援費用保険金および疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。」</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<p>第2条 [感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第8項に規定する指定感染症(注)を含むものとします。</p> <p>(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<p>第2条 [感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(注)を含むものとします。</p> <p>(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	

※疾病死亡保険金支払特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。			解説
<p>疾病死亡保険金支払特約 <中略> 第2条 [保険金を支払う場合] (1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券に記載された疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。</p> <p>① 責任期間中に死亡した場合 ② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り。ア. 責任期間中に発病した疾病イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り。③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 <中略></p>	<p>感染症範囲変更（感染症法準拠）特約 第1条 [この特約の適用条件] この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p>	<p>指定感染症追加補償特約 第1条 [この特約の適用条件] この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p>	<p>特定感染症追加補償特約 第1条 [この特約の適用条件] この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p>	<p><概要> ・ 2020年5月に新設した感染症範囲変更（感染症法準拠）特約および指定感染症追加補償特約とは別に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を感染症の範囲に追加する特定感染症追加補償特約が新たに自動セットされます。 ・ 上記に伴い、別表1記載の感染症は、以下のとおりとなります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【感染症の範囲】 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める以下の感染症 ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 ⑤ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ⑥ 指定感染症 (2) 顎口虫<small>がっこうちゅう</small></p> </div> <p><自動セットの条件> 対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に以下の特約が自動セットされます。 ・ 感染症範囲変更（感染症法準拠）特約 ・ 指定感染症追加補償特約 ・ 特定感染症追加補償特約</p>

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。			解説
<p>別表1 第2条 [保険金を支払う場合] (1) ③の感染症</p> <p>コレラ、ペスト、天然痘、^{しん}発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、^{がっこうちゅう}顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p> <p><以下略></p>	<p>第2条 [疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約の読み替え]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(注)</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 (2) ^{がっこうちゅう}顎口虫</p> <p>(注) 疾病死亡保険金においては被保険者が死亡した時点、治療・救援費用保険金および疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。」</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<p>第2条 [感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第8項に規定する指定感染症(注)を含むものとします。</p> <p>(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<p>第2条 [感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(注)を含むものとします。</p> <p>(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。)であるものに限りです。</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	

※疾病死亡保険金支払特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

現行	改定後	解説
<p style="text-align: center;">第2章 学校条項 ＜中略＞ 第3節 弔慰費用補償条項</p> <p>第1条（保険金を支払う場合） （1）当社は、旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、その旅行参加者（以下この補償条項において「被災者」といいます。）の法定相続人に対して被保険者が支払った費用を、この補償条項および基本条項の規定に従い弔慰費用保険金として支払います。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>② 疾病によって死亡し、その死亡が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 ア. 責任期間中に死亡した場合 イ. 次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りします。 （ア）責任期間中に発病した疾病 （イ）責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間中に発生したものに限りします。 ウ. 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>別表3 海外疾病死亡危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）③、海外疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）②および弔慰費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）②ウ. に定める感染症</p> <p style="text-align: center;">コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">感染症範囲変更（感染症法準拠）特約</p> <p>第1条（海外疾病死亡危険補償条項、海外疾病治療費用補償条項および弔慰費用補償条項の読み替え） この保険契約については、普通保険約款に規定する別表3および感染症追加補償特約に規定する感染症を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「 （1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 学校条項 ＜中略＞ 第3節 弔慰費用補償条項</p> <p>第1条（保険金を支払う場合） （1）当社は、旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、その旅行参加者（以下この補償条項において「被災者」といいます。）の法定相続人に対して被保険者が支払った費用を、この補償条項および基本条項の規定に従い弔慰費用保険金として支払います。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>② 疾病によって死亡し、その死亡が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 ア. 責任期間中に死亡した場合 イ. 次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りします。 （ア）責任期間中に発病した疾病 （イ）責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間中に発生したものに限りします。 ウ. 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>別表3 海外疾病死亡危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）③、海外疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）②および弔慰費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）②ウ. に定める感染症</p>	
	<p>（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注1）</p>	

現行	改定後	解説
<p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症</p> <p>(2) 顎口虫<small>がっこうちゅう</small></p> <p>(注) 疾病死亡保険金および弔慰費用保険金においては被保険者が死亡した時点、疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> <hr/> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条 (感染症の取扱い)</p> <p>この保険契約については、普通保険約款に規定する別表3に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第8項に規定する指定感染症(注)を含むものとします。</p> <p>(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	<p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 <u>⑤ 新型コロナウイルス感染症(注2)</u> ⑥ 指定感染症(注3)</p> <p>(2) 顎口虫<small>がっこうちゅう</small></p> <p>(注1) 感染症</p> <p>疾病死亡保険金および弔慰費用保険金においては被保険者が死亡した時点、疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。</p> <p><u>(注2) 新型コロナウイルス感染症</u></p> <p style="text-align: center;"><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。</u></p> <p>(注3) 指定感染症</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p>	

※学校旅行総合保険普通保険約款の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 （注）疾病治療費用補償特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約にも 下記特約が自動セットされます。			解説
<p>疾病死亡保険金支払特約 ＜中略＞</p> <p>第2条 [保険金を支払う場合]</p> <p>(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③のいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券に記載された疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。</p> <p>① 責任期間中に死亡した場合</p> <p>② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りします。</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りします。</p> <p>③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>＜中略＞</p>	<p>感染症範囲変更（感染症法準拠）特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約またはクレジットカード用海外旅行傷害保険特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p>	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約またはクレジットカード用海外旅行傷害保険特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p>	<p>特定感染症追加補償特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約またはクレジットカード用海外旅行傷害保険特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p>	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年5月に新設した感染症範囲変更（感染症法準拠）特約および指定感染症追加補償特約とは別に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を感染症の範囲に追加する特定感染症追加補償特約が新たに自動セットされます。 上記に伴い、別表1記載の感染症は、以下のとおりとなります。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【感染症の範囲】</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める以下の感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 ⑤ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ⑥ 指定感染症 <p>(2) 顎口虫<small>がっこうちゅう</small></p> </div> <p>＜自動セットの条件＞</p> <p>対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に以下の特約が自動セットされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症範囲変更（感染症法準拠）特約

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 （注）疾病治療費用補償特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約にも 下記特約が自動セットされます。			解説
<p>別表1 第2条 [保険金を支払う場合] (1) ③の感染症</p> <p>コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱</p> <p><以下略></p>	<p>第2条 [疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約の読み替え]</p> <p>この保険契約については、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約に規定する別表1 および感染症追加補償特約の別表を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 (2) 顎口虫</p> <p>(注) 疾病死亡保険金においては被保険者が死亡した時点、疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。」</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<p>第2条 [感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り適用します。</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<p>第2条 [感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注）を含むものとします。</p> <p>(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り適用。）であるものに限り適用します。</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定感染症追加補償特約 ・ 特定感染症追加補償特約

※疾病死亡保険金支払特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

現行		改定後		解説
「用語の説明」		「用語の説明」		
<p>この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS&AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">（50音順）</p>		<p>この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS&AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">（50音順）</p>		<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年5月に新設した、対象特約に自動セットされる指定感染症追加補償特約の内容を対象特約に取り込むとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を特定感染症の定義に追加します。 ・上記に伴い、本特約における特定感染症は、左記改定後のとおりとなります。 ・対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。 <p>※指定感染症追加補償特約を対象特約に取り込むため、自動セットされていた同特約について、改定後はセットされません。</p>
	用語		説明	
<中略>		<中略>		
と	特定感染症	と	特定感染症	
	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>第1条（特定感染症の取扱い）</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2） <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限ります。）であるものに限りま</u></p> <p>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま</p>		
<以下略>		<以下略>		

※1 上記改定内容は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のいずれも同じとなります。

※2 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

現行		改定後		解説								
<p>「用語の説明」</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p>(50音順)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と 特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p>-----</p> <p>指定感染症追加補償特約 <中略></p> <p>第1条（特定感染症の取扱い） この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p><以下略></p> <p>-----</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><以下略></p>		用語	説明	と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p>-----</p> <p>指定感染症追加補償特約 <中略></p> <p>第1条（特定感染症の取扱い） この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p><以下略></p> <p>-----</p>	<p>「用語の説明」</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p>(50音順)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と 特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><以下略></p>		用語	説明	と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p>	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年5月に新設した、対象特約に自動セットされる指定感染症追加補償特約の内容を対象特約に取り込むとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を特定感染症の定義に追加します。 ・上記に伴い、本特約における特定感染症は、左記改定後のとおりとなります。 ・対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。 <p>※指定感染症追加補償特約を対象特約に取り込むため、自動セットされていた同特約について、改定後はセットされません。</p>
用語	説明											
と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p>-----</p> <p>指定感染症追加補償特約 <中略></p> <p>第1条（特定感染症の取扱い） この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p><以下略></p> <p>-----</p>											
用語	説明											
と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p>											

※1 上記改定内容は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のいずれも同じとなります。

※2 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

タフ・ケガの保険（パーソナル総合傷害保険）特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

[戻る](#)

現行	改定後	解説																
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p><用語の説明一定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。 (50音順)</p> <table border="1" data-bbox="152 400 943 440"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td>特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条〔特定感染症の取扱い〕</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> <p style="text-align: center;">-----</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><以下略></td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	<中略>		特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条〔特定感染症の取扱い〕</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> <p style="text-align: center;">-----</p>	<以下略>		<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p><用語の説明一定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。 (50音順)</p> <table border="1" data-bbox="1012 400 1803 440"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td>特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><以下略></td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	<中略>		特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p>	<以下略>		<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年5月に新設した、対象特約に自動セットされる指定感染症追加補償特約の内容を対象特約に取り込むとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を特定感染症の定義に追加します。 上記に伴い、本特約における特定感染症は、左記改定後のとおりとなります。 対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。 <p>※指定感染症追加補償特約を対象特約に取り込むため、自動セットされていた同特約について、改定後はセットされません。</p>
用語	定義																	
<中略>																		
特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条〔特定感染症の取扱い〕</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> <p style="text-align: center;">-----</p>																	
<以下略>																		
用語	定義																	
<中略>																		
特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p>																	
<以下略>																		

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

現行 (例)	改定後 (例)	解説												
<p><用語の説明ー定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。(50音順)</p> <table border="1" data-bbox="152 323 943 363"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td>特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>第1条 [特定感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> <p style="text-align: center;">-----</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	用語	定義	<中略>		特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>第1条 [特定感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> <p style="text-align: center;">-----</p>	<p><用語の説明ー定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。(50音順)</p> <table border="1" data-bbox="1012 323 1803 363"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td>特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、適用されます。）であるものに限り、適用されます。</u></p> <p>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	用語	定義	<中略>		特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、適用されます。）であるものに限り、適用されます。</u></p> <p>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。</p>	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年5月に新設した、対象特約に自動セットされる指定感染症追加補償特約の内容を対象特約に取り込むとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を特定感染症の定義に追加します。 上記に伴い、本特約における特定感染症は、左記改定後のとおりとなります。 対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。 <p>※指定感染症追加補償特約を対象特約に取り込むため、自動セットされていた同特約について、改定後はセットされません。</p>
用語	定義													
<中略>														
特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>第1条 [特定感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> <p style="text-align: center;">-----</p>													
用語	定義													
<中略>														
特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、適用されます。）であるものに限り、適用されます。</u></p> <p>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。</p>													

※1 上記改定内容は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のいずれも同じとなります。

※2 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契約の始期により約款の記載が異なる場合がございますが、補償内容は同じです。

現行（例）		改定後（例）		解説																
<p><用語の説明ー定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。 (50音順)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td>と 特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">----- 指定感染症追加補償特約 <中略> 第1条（特定感染症の取扱い） この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><以下略></td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	<中略>		と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">----- 指定感染症追加補償特約 <中略> 第1条（特定感染症の取扱い） この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	<以下略>		<p><用語の説明ー定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。 (50音順)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td>と 特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><以下略></td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	<中略>		と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p>	<以下略>		<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年5月に新設した、対象特約に自動セットされる指定感染症追加補償特約の内容を対象特約に取り込むとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を特定感染症の定義に追加します。 ・上記に伴い、本特約における特定感染症は、左記改定後のとおりとなります。 ・対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。 <p>※指定感染症追加補償特約を対象特約に取り込むため、自動セットされていた同特約について、改定後はセットされません。</p>
用語	定義																			
<中略>																				
と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">----- 指定感染症追加補償特約 <中略> 第1条（特定感染症の取扱い） この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p>																			
<以下略>																				
用語	定義																			
<中略>																				
と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ 指定感染症（注2）</p> <p><u>（注1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p>（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p>																			
<以下略>																				

※1 上記改定内容は、特定感染症補償特約および特定感染症葬祭費用補償特約のいずれも同じとなります。

※2 特定感染症補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契約の始期により約款の記載が異なる場合がございますが、補償内容は同じです。